

千葉県工賃(賃金)向上計画(令和3年度～令和5年度)【概要】

背景

○「千葉県工賃(賃金)向上計画」の策定

(参考) 工賃とは：生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を生産活動に従事している障害のある人に支払うもの

- ・国から新たに示された「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」等に基づき、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間として「千葉県工賃(賃金)向上計画(令和3年度～令和5年度)」を策定する。
- ・この計画は、就労継続支援事業所の工賃(賃金)向上により、障害のある人の自立の支援を目指すもの。県全体としての令和6年度までの各年度の目標工賃(賃金)額を掲げるとともに、個々の事業所が目標工賃額を達成するための支援施策を定める。

前千葉県工賃(賃金)向上計画

1 対象施設 就労継続支援事業所 A 型及び B 型

2 目標値

(1) 就労継続支援 A 型における目標値

最低賃金以上であること。また、生産活動に係る事業収入から必要な経費を控除した額に相当する額を賃金の総額以上とするとともに、賃金を自立支援給付費から支払わないこと。

(2) 就労継続支援 B 型における目標値

令和2年度 月額：17,000円 時間額：213円 ← 平成28年度 月額：13,769円 時間額：172円(実績)

過去の実績や工賃向上の取組の効果等を勘案し設定

国の新指針への対応

千葉県工賃(賃金)向上計

計画趣旨：工賃(賃金)向上により、障害のある人が社会参加・社会貢献を果たし、地域で自立した暮らしを支援することを目指す。そのため、県として、より一層充実した取組を進めていくため、目標工賃(賃金)額を掲げるとともに、その目標工賃(賃金)額を達成するための県の支援施策を定める。

計画期間：令和3年度～令和5年度

1 対象施設

就労継続支援事業所(A型及びB型)

2 目標値

(1) 就労継続支援 A 型における目標値

・最低賃金以上であること。また、生産活動に係る事業収入から必要な経費を控除した額に相当する額を賃金の総額以上とするとともに、賃金を自立支援給付費から支払わないこと。

(2) 就労継続支援 B 型における目標値

月額	令和5年度 17,000円	←	令和元年度 15,215円
時間額	令和5年度 229円	←	令和元年度 205円

3 目標値の考え方

(1) 就労継続支援 A 型 千葉県内企業に適用される最低賃金。事業の適正化を図るための設定。

(2) 就労継続支援 B 型 ① 目標工賃月額 … 過去の実績や工賃向上の取組の効果等を勘案し設定。

② 目標工賃時間額 … 過去の実績、台風、コロナ禍による落ち込み及び令和5年度までの目標工賃月額の伸びを勘案し設定。

4 各事業所における計画の策定

国・県の方針を踏まえ、工賃(賃金)向上に向けて、事業所の全職員全体で検討し、利用者及び家族の理解を得た上で、目標工賃(賃金)額の目標値を含んだ計画を策定する。

目標達成のための
施策

工賃向上(賃金)計画の支援施策

施策1: 対象事業所への支援の取組

施策2: 官公需等の促進

施策3: 共同受注の推進

施策4: 関係機関との連携

施策5: 他産業との連携の推進

施策6: 市町村における取組への協力依頼

1 対象事業所への支援の取組【継続】

(1) 工賃(賃金)向上計画のPDCAサイクル確立に係る支援【継続】

事業所が作成した「工賃(賃金)向上計画」が、有効に機能しているかについて確認・評価を行うことにより、同計画のPDCAサイクルが確立されるよう支援する。

(2) 知識・技術向上の支援(説明会や研修会等の実施)【継続】

研修、個別相談等を実施。

(3) 販路・受注拡大の推進【継続】

・営業支援、合同販売会、直営店舗を実施する。【継続】

・県庁や企業等への商品の設置販売(はーとるボックスの設置拡大)【継続】

(4) モデル事業所の育成、先進事例等の紹介【継続】

食品を製造・販売している事業所の中から、モデル事業所を選定し、専門機関による訪問派遣を行い、同事業所の取組や見学会を実施し、ノウハウの普及啓発等を行う。また、先進事例等の紹介を行う。

2 官公需等の促進【継続】

(1) 官公需の促進【継続】

障害者優先調達推進法に基づき、調達方針を策定し、発注の円滑化を図る。

(2) 障害者就労施設等ポータルサイトの活用【継続】

障害者就労施設等の情報を掲載したポータルサイトを通じて、受発注のマッチングを図る。

3 共同受注の推進【継続】

共同受注窓口の取組を継続し、受発注のマッチングを図る。

4 関係機関との連携【継続】

障害者就労施設等による県庁舎内での販売機会の確保に努め、障害者就労施設等のイベント、工賃向上、農福連携等の取組についてPRを行う。包括連携協定企業が関係するイベントへの事業所の出店等について働きかけ周知促進や、販売の機会の増加を図る。

5 他産業との連携の推進【一部新規】

(1) 農業技術の専門家派遣等【継続】

障害者就労施設の利用者の農業技術の向上を図るため、専門家の派遣等を行う。

(2) 農福連携の体制構築等【継続】

農林水産部局と連携し、「農福連携プロジェクトチーム」を通じて体制構築を行う。改めて農業に関する取組状況のアンケートを行い、課題等について、プロジェクトチームと情報共有する。他都道府県における農福連携の先進事例の導入を図る。

(3) 様々な産業との連携拡大【新規】

林業、水産業、環境や伝統工芸など地域など地域と関わりの深い様々な産業との連携に取り組む県内事業所を支援する仕組み作りの検討を行う。

6 市町村における取組への協力依頼【継続】

工賃(賃金)向上に係る支援の取組や、官公需の促進等を依頼し、取組内容の報告を求める。